

# 三重県地域防災計画 一 風水害等対策編 一

令和8年3月修正

三重県防災会議



## <目 次>

### 第1部 総 則

#### 第1章 計画の目的・方針

- 第1節 計画の目的と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
第2節 計画の位置づけ及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

#### 第2章 計画関係者の責務等

- 第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割・・・・・・・・ 15  
第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 17

#### 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況

- 第1節 三重県の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28  
第2節 三重県における既往の風水害等の状況・・・・・・・・ 30  
第3節 近年の気象及び災害の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 第2部 災害予防・減 災対策

#### 第1章 自助・共助を育む対策の推進

- 第1節 県民や地域の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 45  
第2節 防災人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 50  
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化・・・・・・・・ 53  
第4節 ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 56  
第5節 企業・事業所の防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 60  
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進・・・・・・・・ 64

#### 第2章 安全な避難空間の確保

- 第1節 避難対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

#### 第3章 風水害に強い県土づくりの推進

- 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 75  
第2節 地盤災害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 84  
第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進・・・・・・・・ 88

#### 第4章 緊急輸送の確保

- 第1節 輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

#### 第5章 防災体制の整備・強化

- 第1節 災害対策機能の整備及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 96  
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保・・・・・・・・ 103  
第3節 医療・救護体制及び機能の確保・・・・・・・・ 108  
第4節 応援・受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 114  
第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進・・・・・・・・ 117  
第6節 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124  
第7節 災害廃棄物処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

#### 第6章 特定自然災害への備え

- 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策・・・・・・・・ 131

第3部  
台風接近時等  
の減災対策

<b>第1章</b>	<b>タイムラインに基づく防災・減災対策</b>	
第1節	三重県版タイムラインについて	142
第2節	三重県版タイムラインにおける事前行動項目	144
<b>第2章</b>	<b>災害対策本部機能の確保</b>	
第1節	準備・警戒体制の確保	148
第2節	予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	179
<b>第3章</b>	<b>避難誘導體制の確保</b>	
第1節	避難所の確保及び早期避難の促進	193
第2節	避難行動要支援者・要配慮者の保護	197
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	199
<b>第4章</b>	<b>災害未然防止活動</b>	
第1節	公共施設等の災害未然防止体制の確保	201
第2節	水防活動体制の確保	205
第3節	県民・企業等による安全確保	207

第4部  
発災後の応急  
対策

<b>第1章</b>	<b>災害対策本部活動の実施</b>	
第1節	災害対策活動の実施体制の確保	213
第2節	通信機能の確保	217
第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	231
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	245
第5節	応援・受援体制の整備	249
第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	255
<b>第2章</b>	<b>緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b>	
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	259
第2節	水防活動	267
第3節	公共施設被災時の応急対策	270
第4節	ライフライン施設被災時の応急対策	273
第5節	ヘリコプターの活用	278
<b>第3章</b>	<b>救助・救急及び医療・救護活動</b>	
第1節	救助・救急活動	282
第2節	医療・救護活動	286
<b>第4章</b>	<b>緊急避難対策</b>	
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	292
第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策	300
第3節	学校・園における児童生徒等の避難対策	305
<b>第5章</b>	<b>特定自然災害対策</b>	
第1節	局地的大雨・竜巻・雪害の対策	308

第5部  
被災者支援・  
復旧対策

<b>第1章</b>	<b>災害対策本部活動体制の確保</b>	
第1節	災害対策本部の継続・廃止	315
第2節	災害救助法の適用	318
<b>第2章</b>	<b>避難者支援等の活動</b>	
第1節	避難所の運営	322

第2節	緊急輸送手段の確保	326
第3節	救援物資等の供給	329
第4節	給水活動	337
第5節	ボランティア活動の支援	341
第6節	防疫・保健衛生活動	345
第7節	災害警備活動	349
第8節	遺体の取扱い	352
<b>第3章 社会基盤施設等の復旧・保全</b>		
第1節	公共施設等の復旧・保全	356
第2節	農作物等の被害軽減対策	362
第3節	ライフライン施設の応急復旧・保全	365
第4節	流木等漂着物対策	371
<b>第4章 復旧に向けた対策</b>		
第1節	廃棄物対策活動	373
第2節	住宅の保全・確保	377
第3節	文教等対策	381
第4節	中小企業・農林漁業復旧対策	386
第5節	災害義援金等の受入・配分	388
<b>第5章 復旧にかかる支援措置</b>		
第1節	災害復旧事業にかかる財政支援	391
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	395

**第6部  
事故等による  
災害対策**

<b>第1章 重大事故等対策</b>		
第1節	危険物施設等の事故対策	405
第2節	航空機・列車事故等突発的災害への対策	420
第3節	海上災害への対策	423
第4節	原子力災害対策	435
<b>第2章 火災対策</b>		
第1節	大規模火災の対策	439
第2節	林野火災の対策	448

**複合災害対策**

複合災害(※1)対策については「地震・津波災害対策編 第5部」に掲載しています。

※1 複合災害とは、「同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象」。

